

ごうぎんアプリ利用規定

本利用規定（以下「本規定」といいます）は、「ごうぎんアプリ」（以下「本アプリ」といいます）のご利用条件等を定めるものです。本規定のほか、当行が別途定める各関連規定等の内容を十分に理解・同意したうえでお客さまご自身の責任においてご利用ください。

第1条【サービスの内容】

1. 「ごうぎんアプリ」サービス（以下「本サービス」といいます）とは、お客さまのインターネットへの接続および閲覧が可能な端末（以下「スマートフォン等」といいます）にダウンロードされた、当行が提供するスマートフォンアプリケーションである「本アプリ」を使用して、次項以降に定めるサービスをご利用いただけるものです。なお、本サービスを利用できるスマートフォン等は、当行所定の機種（以下「指定機種」といいます）に限られます。また、本サービスの利用は、日本国内に限られます。
2. ごうぎんインターネットバンキングへの自動ログイン
本サービスの利用登録が完了しているお客さまは、本アプリからごうぎんインターネットバンキングの取引画面に遷移する際のログイン操作を省略することができます。
本アプリでのインターネットバンキング取引は「ごうぎんインターネットバンキング利用規定」に定める内容を適用します。
3. 「ごうぎんスマート通帳」
当行所定の手続きでご登録いただいた口座の入出金明細を保存、表示およびファイル出力することができます。また、前日以前の入出金明細に任意に入力する文字等をメモ登録することができます。
4. 「プッシュ通知による情報配信」
お客さまのスマートフォン等の画面へ当行の商品・サービスに関するキャンペーンやセミナーなどの情報を配信することがあります。この際、お客さまのスマートフォン等の位置情報を利用することがあります。なお、配信を希望されない場合は、本アプリの設定画面にてお知らせ受信の設定、位置情報の送信設定をオフにしてください。
5. 「目的つみたて」
目的つみたてとは、本アプリで開設することができる通帳やキャッシュカードを発行しない貯蓄預金口座です。お客さまが貯蓄目的ごとに、目標金額、目標期限等を設定のうえ、積立を行い、その進捗状況を管理することができます。
6. 「家族口座照会」
お客さまが登録したご家族等（見せる相手）に指定した条件の預金口座の残高、入出金明細の照会を可能にするサービスです。ご家族等へ入出金の通知もできます。

第2条【規定への同意】

本規定にご同意いただけないお客さまは、本サービスの利用も本アプリのダウンロードもできません。

第3条【ご利用条件】

お客さまは、本規定にご同意いただいた上で、以下の条件を全て充足する場合に限り、本サービスを利用することができるものとします。

1. 本サービスは、普通預金口座をお持ちで、キャッシュカードをご利用されている個人のお客さま本人が対象です。また、事業用としてはご利用できません。
2. 本アプリの利用には、「アプリ暗証番号」とあわせて、お客さまを特定するためのメールアドレスが必要です。登録した口座番号を代表口座とします。本アプリ初回利用時に登録してください。
3. 本アプリを利用いただけるのは、登録した口座番号(代表口座)につきスマートフォン等 1 端末のみとなります。
4. あらかじめ本アプリをお客さまのスマートフォン等において利用できる状態にしてください。
5. システムメンテナンスなどにより本サービスを利用できない時間帯がありますので、当行ホームページで確認してください。

第4条【利用登録】

1. お客さまは、本サービスをご利用になる際に、あらかじめお客さまがご利用されるスマートフォン等にて、メールアドレスをアカウント登録し、普通預金口座の店番号・口座番号、キャッシュカードの暗証番号等、画面に指定する項目を入力の上アプリ暗証番号等をアプリに登録してください。
2. ごうぎんインターネットバンキングを利用していないお客さまが前項の利用登録を行うと、同時にごうぎんインターネットバンキングも利用登録されます。
3. 本サービスのご利用には、本アプリを起動し、アプリ暗証番号等（以下「パスワード等」といいます）を入力してください。生体認証機能（お客さまがご自身の端末に登録されている生体情報を利用する方法をいいます）を利用するとアプリ暗証番号を省略することができます。ただし、生体認証の利用は、当行所定の機能を備える端末とします。生体認証で利用するお客さまの生体情報は、当行では取得・保存しません。
4. 本サービスのご利用に際し、入力項目を一定回数連続して誤入力すると、本サービスの利用ができなくなります。
5. お客さまがご登録いただいたメールアドレスに宛てて、金融商品・サービスやキャンペーン情報、アンケート情報などを送信させていただく場合があります。

第5条【本人確認】

本サービスのご利用における本人確認は、お客さまのスマートフォン等から当行に送信していただくパスワードを当行が照合するなど当行所定の方法により行います。

第6条【パスワード等の管理】

お客さまは、お客さまのスマートフォン等が第三者の手に渡り、かつパスワード等が知られた場合には、当該第三者により本サービスが不正利用されることによりお客さまの情報が外部に漏れたり、お客さまに損

害が発生したりする可能性があることを十分認識した上で、お客さまの責任においてスマートフォン等およびパスワード等を厳重に管理し、これらを第三者に貸与または開示してはならないものとします。

第7条【スマートフォン等の管理】

1. お客さまは、本アプリをインストールしたスマートフォン等が第三者の手に渡らないように厳重に管理するものとし、紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。
2. お客さまは、本アプリをインストールしたスマートフォン等のセキュリティ対策を行ってください。不正なアプリや不審な web サイトの閲覧でウイルス感染や不正プログラムがインストールされる可能性があります。セキュリティ対策ソフトを導入するなど、セキュリティ対策をおすすめします。

第8条【スマート通帳】

1. 預金の受入れ

スマート通帳の預金口座に現金、手形、小切手等を受入れるときは、当行が指定する書類に記入して、この預金口座のキャッシュカードの提示とともに提出してください。ご提示がない場合、当行所定の振込手数料を申し受ける場合があります。

2. 預金の払戻し等

- (1) スマート通帳の普通預金の払戻し、または定期預金の解約、書替継続をするときは、当行が指定する払戻請求書等に記名押印して、この預金口座のキャッシュカードの提示とともに提出してください。
- (2) 前号の解約手続きに加え、この預金の解約を行うことについて正当な権限を有することを確認するため本人確認資料の提示等の手続きを求められることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

3. 預金口座の解約

- (1) スマート通帳の預金口座を解約する場合には、この預金口座のキャッシュカードの提示および届出の印章を持参のうえ、当行本支店にてお手続きください。
- (2) 前号の解約手続きに加え、この預金の解約を行うことについて正当な権限を有することを確認するため本人確認資料の提示等の手続きを求められることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

4. 通帳によるサービスについて

スマート通帳の預金口座は、「自動機による振替入金」等の通帳によるサービスはご利用いただけません。

5. 通帳からスマート通帳への切替

- (1) お客さまは、当行所定の方法により、通帳をスマート通帳に切替いただくことができます。ただし、お客さまが当行所定の条件に該当する場合は、切替いただくことができません。
- (2) 通帳をスマート通帳に切り替える場合、通帳は切替時点でご利用いただけなくなります。
- (3) 切替時点で通帳に記帳されていない入出金の明細は通帳に記帳いたしません。当該明細は、ス

マート通帳でご確認ください。

6. スマート通帳から通帳への切替

- (1) スマート通帳を通帳に切り替える場合は、当行所定の切替申込書に記名押印して、預金口座のキャッシュカードの提示とともに提出してください。
- (2) スマート通帳を通帳に切り替える場合は、当行所定の通帳再発行手数料をいただきます。

第9条【目的つみたて】

1. 口座開設

- (1) 目的つみたて口座は、当行が本サービスによるお客さまの依頼に基づき、サービス利用口座のうち、お客さまが指定する普通預金口座を「振替指定口座」として本アプリ上に開設できる貯蓄預金口座です。開設にあたっては、本アプリ上で所定の方法によりお申込み手続きを行ってください。なお、開設できる目的つみたて口座は1口座に限ります。
- (2) 目的つみたて口座の取引店および届出印は、目的つみたて口座を開設した時点における振替指定口座の取引店および届出印とします。
- (3) 目的つみたて口座は通帳およびキャッシュカードは発行いたしません。
- (4) 目的つみたて口座は本アプリでのみご利用いただける口座です。
- (5) 目的つみたて口座の開設にあたり、当行はお客さまごとに目的つみたて用ID(本アプリ上で自動的に割り当てられる8桁の数字)を割り当てます。お客さまの目的つみたて用IDは本アプリの「目的つみたて設定」画面で確認できます。
- (6) 目的つみたて口座においては、その残高をお客さまの指定する目的ごとに分別管理することができます。なお、目的が特定されない残高については目的つみたて口座内の「未分類のお金」として管理します。

2. 振替

本アプリ上で振替指定口座と目的つみたて口座の間で預金を双方向に振り替えることによって、目的つみたて口座を利用することができます。

貯蓄預金規定や振込規定等に関わらず、振込・入金・出金をすることはできません。

3. 自動振替(積立)

- (1) 目的つみたて口座では、目的ごとに積立周期・積立日・積立金額を設定することができます。
- (2) ご指定の積立日には、振替指定口座から目的つみたて口座の特定の目的に積立金額を振り替え、本アプリ上では目的つみたて口座の特定の目的への積立入金として扱います。なお、同一月に手動で振替を行っても、自動振替は実施されます。ただし、積立金額をすべて当該目的つみたて口座の特定の目的に振り替えると、その特定の目的の残高(グループ預金の場合はその合計残高)が設定された目標金額を超える場合、超える部分は目的つみたて口座内の「未分類のお金」の残高とします。
- (3) 積立日を毎月29日～31日で設定した場合で、当該日が存在しない月はその月の月末日を積立日として取り扱います

- (4) 積立日が1月1日～3日に当たる場合、1月4日に積立を行います。
- (5) 以下の場合、自動振替は行われません。
 - ・目的つみたて口座の特定の目的の残高(グループ預金の場合はその合計残高)が設定された目標金額に到達している場合
 - ・残高不足等により、振替指定口座から積立金額が出金できない場合(振替指定口座において貸越による出金はしません)。その後追加で入金があった場合
- (6) 振替設定の登録・変更・削除は振替日の前日までに実施してください。

4. グループ預金

- (1) お客さまが指定した特定の目的について、第三者と共同してその目標金額に対して貯蓄することができます(以下、「グループ預金」といいます)。
- (2) グループ預金の設定にあたっては、特定の目的を共有する第三者の「目的つみたて用 ID」を登録してください。当該第三者が承認することにより、グループ預金の設定が完了します。
- (3) お客さまは、グループ預金が設定された第三者の目的つみたて口座のうちグループ預金が設定された特定の目的の残高を確認することができます。
- (4) グループ預金が設定された第三者は、お客さまの目的つみたて口座のうちグループ預金が設定された特定の目的の残高を確認することができます。

5. 目的つみたて口座の解約等

- (1) 本アプリからお客さまによる目的つみたて口座の解約手続きをした場合、目的つみたて口座は解約されます。ただし、ご利用状況により目的つみたて口座が解約できない場合があります。
- (2) 目的つみたて口座の解約により、目的つみたて口座の残高は全額振替指定口座へ入金されます。
- (3) 振替指定口座の解約にあたっては、目的つみたて口座の解約が必要です。

6. 貯蓄預金規定の適用

本規定は、総合口座および流動性預金関連規定集に優先して適用されます。本規定に定めのない事項については、総合口座および流動性預金関連規定集にもとづいてお取り扱いします。

第10条【家族口座照会】

1. 目的および機能概要

家族口座照会とは、お申込みされたお客さまご本人とご家族等において、口座の残高・入出金明細を共有することを目的としてご利用いただくものです。口座情報を提供するお客さま(以下、「被照会者」という)が指定したご家族等(以下、「照会者」という)は、被照会者が指定した条件で口座の残高・入出金明細を照会することが可能となります。

2. 利用申込

- (1) 被照会者が本アプリ上で照会者を登録することにより利用登録ができます。
- (2) 被照会者は本機能のご利用にあたり、以下の内容についてご同意いただくものとします。
 - ・本機能のお申込み以降、被照会者のお名前・店番・口座番号・残高および入出金明細が、前項に

より登録した照会者の本アプリ上で照会者に対して提供されます。

・被照会者が指定した条件の明細が提供の対象です。

3. 利用の解除・停止

- (1) 被照会者は、照会者の登録を解除することにより本サービスの利用を取りやめることができます。
- (2) 被照会者が本アプリの解約または取引の停止等により本アプリをご利用できない場合または照会者が本アプリをご利用できない場合等は、本サービスも利用できません。この場合、当行はお客さまに通知することなく本サービスを解約または停止できるものとします。

4. 免責事項

照会者の登録はお客さまご自身の責任において実施いただきます。誤って登録された等の事由によりお客さまに損害が生じた場合も、当行は一切の責任を負いません。

第 11 条【サービス内容の追加・変更・中止】

当行は、本サービスの内容をお客さまに事前に通知することなく追加・変更・中止することがあります。この場合には、当行は実施日および実施内容等を当行ホームページに掲載する等により告知し、実施日以降は実施後の内容により取扱うものとします。

第 12 条【サービスの終了】

1. 当行は、本サービスを終了することがあります。この場合、当行は本サービスの終了日を当行ホームページや本アプリに掲載する等により告知します。なお、本サービスの終了によって生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
2. お客さまがアプリの利用解除をされた場合、本サービスの利用も自動的に終了するものとします。ただし、ごうぎんインターネットバンキングの契約は継続するため、別途解約手続が必要です。(口座解約の場合を除く。)
3. お客さまがごうぎんインターネットバンキングを解約された場合は、本サービスの利用も自動的に終了するものとします。

第 13 条【本サービスのご利用に際してのご注意】

1. 本サービスの利用および本アプリのダウンロードには別途通信料がかかり、お客さまのご負担となります(バージョンアップの際や本アプリが正常に動作しないことにより再設定などで追加的に発生する通信料も含まれます)。
2. お客さまは、日本国政府および関連する外国政府の必要な許可を得ることなく本アプリを日本国から輸出してはなりません。
3. 本サービスを利用するためにお客さまがご利用になるスマートフォン等を変更される場合には、旧スマートフォン等から本アプリを必ず削除してください。また、スマートフォン等を処分される際も、当該スマートフォン等から本アプリを必ず削除してください。
4. お客さまは、本アプリを初期化することができます。

スマートフォン等から本アプリを削除された場合、本アプリで保持している各種情報は消去されます。削除した後に、同一のスマートフォン等で本サービスをご利用いただく場合には、再度、本アプリをダウンロードしていただいたうえで、利用登録を行っていただく必要があります。なお、これらの行為によりお客さまに生じた損害について、当行は責任を負いません。

5. 第三者の作成した類似アプリにご注意ください。パスワード等を抜き取る、あるいは操作によりウイルスに感染させる目的の悪意ある、本アプリと類似したアプリが公開されている可能性があります。これらのアプリを使用されると、お客さまのパスワード等やスマートフォン等の端末内の情報が漏えいする可能性があります。
6. 当行が本アプリの内容の全部または一部を変更または改良（以下、「バージョンアップ」といいます）した場合には、お客さまにおいて本アプリの再ダウンロードをしていただいたうえで、再度利用登録を行っていただくことが必要となる場合があります。また、お客さまのスマートフォン等の設定その他のご利用環境によっては、バージョンアップ後の本アプリがご利用になれない場合があります。
7. スマートフォン等を盗難・紛失された場合には、お客さまが加入している通信事業者（キャリア）へ連絡し回線停止のお手続きを行ってください。

第 14 条【免責事項等】

1. 本人確認

本規定第 5 条により本人確認手続きを経た後、本サービスの提供に応じた後は、当行は利用者をお客さまとみなし、パスワード等に不正使用その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

2. 本アプリの作動に係る不具合等

本サービスのご利用に関して、本アプリの作動に係る不具合（表示情報の誤謬・逸脱、取引依頼の不能、情報漏洩等）、スマートフォン等に与える影響およびお客さまが本アプリを正常に利用できないことにより被る不利益、その他一切の不利益について、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は一切その責任を負いません。

3. 通信手段の障害等

次の各号の事由により、本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

- (1) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線およびコンピューターの障害または回線工事等のやむを得ない事由があった場合
- (2) 災害・事変、法令による制限、政府または裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があった場合
- (3) 公衆電話回線の通信経路において、盗聴等がなされたことにより、お客さまの取引情報等が漏洩した場合
- (4) 当行以外の第三者の責に帰すべき事由があった場合

第 15 条【規定の準用】

本規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定、総合口座取引規定、各種カードローン規定、振込規定、カード規定、口座振替規定、証券総合取引規定および自動けいぞく（累積）投資規定、ダイレクト支店取引規定等の各規定により取扱います。

本規定と他の規定の定めが異なる場合は本規定が優先します。

第 16 条【規定の変更】

1. 本規定の各条項およびその他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表または通知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この場合、公表の日から適用開始日まで、変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

第 17 条【本アプリの権利帰属・利用範囲等】

1. 本アプリの著作権その他の知的財産権（以下、「著作権等」といいます。）は、当行または正当な権利を有する第三者に帰属します。
2. お客さまは、個人で利用する目的のため、かつ本サービスの利用に限り、本アプリを利用することができます。本サービスに基づくお客さまの権利および預金等の譲渡・質入れ等はありません。
3. 当行は、お客さまによる本アプリのプログラムおよび本アプリに付帯する情報の転載・複製・転送・改変・リバースエンジニアリングまたはこれらに類する行為を禁止します。

第 18 条【準拠法・合意管轄】

本規定の準拠法は日本法とします。本規定に基づく取引に関しての訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

預742(2022年3月22日現在)